

○公益社団法人全国市有物件災害共済会地区協議会等の設置に関する規程

平成25年1月24日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下、「本会」という。）定款第46条に基づく委員会として、総会及び理事会の決議等の範囲内で、本会の共済委託団体（全国市有物件災害共済会業務方法書（平成23年9月理事会決議）第3条第2項に掲げる団体をいう。）の地域区分、当該地域毎に設置する共済委託団体による機関及び会議並びにその職務と役割を定めることにより、本会と共済委託団体との連絡、共済委託団体相互の連絡調整及び本会事業の普及啓発を、地域毎の実情や諸課題に応じて、より効果的に推進し、もって本会事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(共済委託団体の地域区分等)

第2条 前条の目的を達成するため、本会の共済委託団体を、別表第1に掲げる1又は2以上の都道府県の地域（以下「地域単位」という。）で区分し、それぞれの地域単位の毎に同表に掲げる協議会（以下、「地区協議会」という。）を設けることとする。

- 2 地区協議会は、それぞれの地域単位に属する共済委託団体をもって構成する。
- 3 地区協議会は、本会における業務決定権限並びに業務執行権限を有するものではない。

(地区協議会会長等の設置)

第3条 前条に定める地区協議会に、会長、幹事長及び幹事を置く。

- 2 会長が特に必要と認めるときは、当該地区協議会に協議会委員を置くことができる。
- 3 第1項並びに前項に定める会長、幹事長、幹事及び協議会委員（以下「会長等」という。）は、いずれも本会における業務執行権限を有するものではない。

(地区協議会の会長)

第4条 会長は1名とし、別表第2に掲げる市の市長、副市長又は職員の中から理事会において選任する。

- 2 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 本会の事業に関し、共済委託団体と本会との連絡及び地区協議会を構成する共済委託団体相互間における連絡調整に関すること。
 - (2) 本会の事業の普及啓発に関すること。
 - (3) 本会の円滑な事業運営に資するために、地区協議会を代表する立場から代表理事の相談に応え、意見を述べること。
 - (4) 共済委託団体が有する諸課題を解決するため、必要に応じて、本会に助言を行うこと。
 - (5) 前各号に定める事項のほか、これらの事項に準じて本会事業の円滑な推進に寄与することを目的とすること。
- 3 会長が欠けたとき又は事故あるときは、当該地区協議会の幹事長がその職務を代行する。

(幹事長及び幹事)

第5条 第3条第1項に定める幹事長は1名、幹事は若干名とし、それぞれ別表第3に掲げ

る市の職員の中から会長が指名する。

2 幹事長は、次の職務を行う。

(1) 前条第1号及び第2号に掲げる事項に関し、会長を補佐すること。

(2) 本会の円滑な事業運営に資するために、共済委託団体を代表する立場から、本会に対し実務的な観点から意見を述べること。

(3) 当該地区協議会委員の可否に関し、会長に対し意見を述べること。

3 幹事は、前項各号に定める職務について幹事長を補佐する。

(協議会委員)

第6条 第3条第2項に定める協議会委員は、当該地区協議会に属する共済委託団体の職員の中から会長が指名する。

2 協議会委員は前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項について、幹事長及び幹事を補佐する。

(地区協議会の会議等)

第7条 会長は必要に応じて当該地区協議会における会議を招集し、主催する。

2 前項の会議は当該地区協議会の会長等をもって構成する。

3 会長は、1項の会議等における当該地区協議会における重要な意見を集約し、理事会に意見を述べることができる。

(全地区幹事長会議)

第8条 常務理事は、必要に応じて全地区幹事長会議を開催することができる。

2 全地区幹事長会議は、本会の組織及び事業の運営に関する実務的な事項について、それぞれの地区協議会を代表しての意見を求めることを目的とする。

3 全地区幹事長会議は、全ての幹事長で構成する。ただし、幹事及びその他の代理者の出席を認めるものとする。

(任意機関たる委員会)

第9条 第2条で定める地区協議会及び前条で定める全地区幹事長会議は、本会定款第46条に定める委員会（以下「委員会」という。）とする。

(地区事務局長による補佐)

第10条 地区事務局長は、会長等がこの規程に定める職務を行うときは、これらの職務が円滑に推進できるよう補助する。

(実費弁償)

第11条 本会は、会長等（第8条第3項に規定する代理者を含む。）がこの規程に定める職務を執行するに当たり旅費及びその他の実費を要した場合には、実費については、公益社団法人全国市有物件災害共済会理事の報酬等及び費用に関する規程（平成24年12月理事会決議）、旅費については役職員以外の者に関する旅費に関する規程（平成24年7月理事

長制定)に基づき、旅費その他の実費を支払う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、それぞれの地区協議会の会長が定めることができる。ただし、第8条の全地区幹事長会議の運営に関する事項については、当該会議が常務理事と協議のうえ、定めなければならない。

附 則

この規程は、制定の日（平成25年1月24日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

共済委託団体を区分するための地域単位	地区協議会名
北海道	北海道地区協議会
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地区協議会
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県	関東地区協議会
新潟県、富山県、石川県、福井県及び長野県	北信地区協議会
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	東海地区協議会
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地区協議会
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地区協議会
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地区協議会
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	九州地区協議会

別表第2（第4条関係）

会長名	市
北海道地区協議会会長	札幌市
東北地区協議会会長	仙台市
関東地区協議会会長	川崎市
北信地区協議会会長	金沢市
東海地区協議会会長	名古屋市
近畿地区協議会会長	大阪市
中国地区協議会会長	広島市
四国地区協議会会長	高松市
九州地区協議会会長	福岡市

別表第3（第5条関係）

幹事長及び幹事名	市
北海道地区協議会幹事長及び幹事	札幌市
東北地区協議会幹事長及び幹事	仙台市
関東地区協議会幹事長及び幹事	川崎市
北信地区協議会幹事長及び幹事	金沢市
東海地区協議会幹事長及び幹事	名古屋市
近畿地区協議会幹事長及び幹事	大阪市
中国地区協議会幹事長及び幹事	広島市
四国地区協議会幹事長及び幹事	高松市
九州地区協議会幹事長及び幹事	福岡市